

山鹿市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

山鹿市長 早田順一

山鹿市規則第37号

山鹿市税条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市税条例施行規則（平成17年山鹿市規則第54号）の一部を次のように改正する。
別表第3 軽自動車税の種別割の表条例第90条第1項第1号に該当する場合の項減免の範囲の欄を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する軽自動車等のうち、市長が必要と認めるもの（身体障害者等（条例第90条第1項第1号に規定する身体障害者等をいう。以下同じ。）1人につき1台に限る。）

- (1) 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等が運転するもの
- (2) 身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者が所有する軽自動車等で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者が運転するもの
- (3) 身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下の号において同じ。）又は身体障害者等を常時介護する者が所有する軽自

動車等で、当該身体障害者等のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

別表第3軽自動車税の種別割の表備考ただし書を削り、同備考第1号の表中「、2級の1及び2級の2」を「及び2級」に改め、「（1上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の別表第3の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和7年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。